

保育の必要性の認定について

保育の必要性を認定するためには、保護者がいずれかの事由に該当することが必要です。
該当する事由について、必要な書類を添付してください。

I 保育の必要な事由

保育の必要な事由	具体的な要件
就 労	保護者が児童と離れて月64時間以上労働することを常態としていること
妊娠・出産	産前8週間および産後8週間を経過する翌日が属する月の月末までの期間内であること *多胎の場合は産前14週間および産後10週間
疾 病 ・ 障 が い	- 医師が概ね1月以上の入院又は加療を要すると診断したこと - 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は身体障害者手帳（4級以上）を所持していること
同居親族（長期入院等をしている親族を含む）の介護等	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護し、又は看護していること。 (1)身体障害者手帳（1級又は2級）、精神障害者保健福祉手帳（1級又は2級）又は療育手帳（A1又はA2）を所持している同居の親族を月64時間以上看護していること (2)疾病等（医師が概ね1月以上の加療を要すると診断したものに限る）又は介護認定を受けている同居の親族を月64時間以上看護していること (3)疾病等のために病院へ通院し、又は特別支援学校等に通学する同居の親族の付き添いを月64時間以上行っていること
求 職 活 動	就職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること ※認定開始から50日を経過する日が属する月の月末まで
就 学	学校又は職業訓練校に在学し、月64時間以上就学、又は職業訓練等を受けていること
災 害 復 旧	火災、風水害や地震などにより、児童又は親族の居宅その近隣地域の災害復旧に当たりその復旧の間、児童の保育ができない場合

II 保育の必要な事由を確認するための書類【該当する項目について提出】

※保護者それぞれについて1部ずつ必要です。

保育の必要な事由	必要な提出書類	様式番号
就労（会社員等）	● 就労証明書	/
就労（自営業）	● 就労証明書 ● 直近の確定申告書（写し）等の「収入を証明するもの」や営業許可証・開業届（写し）等の「自営業を証明するもの」 ● チラシ・ホームページの写しなど「営業の実態が確認できる書類」	/
就労（内職）	● 就労証明書 ● 直近の給与明細や給与の振込口座の通帳の写し等の「収入を証明するもの」	/
妊娠・出産	● 母子手帳（表紙＋分娩予定日の記載ページ）の写し	/
介護・看護	● 介護に関する申立書	★様式5
	● 被介護者の身体障害者手帳等（写し）または医師の診断書	★様式6
疾病・障害	● 身体障害者手帳等（写し）または医師の診断書	★様式6
就学	● 就学証明書または学生証	★様式7
	● カリキュラムまたは時間割	/
求職活動	● 求職活動状況申告書	★様式8
災害復旧、その他	● 必要な提出書類はこども政策課にお問い合わせ下さい	/

* 提出書類の様式は保育所等入所に使用するものと同じです。